

役員等報酬規程

社会社法人 吉美福社会

社会福祉法人吉美福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉美福祉会（以下「当法人」という。）定款に定める役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬等を支給する。

2 非常勤役員等については、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表に定める額

(当法人職員と兼ねる役員の取扱い)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、原則として定時評議員会終結時において支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員等に就任した者は、就任した日から報酬の支給対象となる。

2 時の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額は、その月の総日数から土曜日、日曜日及び祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けなければならない。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、社会福祉法人吉美福社会定款の変更認可があった日から施行する。
定款変更認可日 令和6年5月23日

別表

非常勤役員等の報酬

(1) 報酬の額は年額とする。

単位：円

役職名	報酬の額	備考
理事長	40,000	
業務執行理事	20,000	
理事	10,000	
監事	20,000	
評議員	5,000	
評議員選任・解任委員	2,000	